

## 月次総会議事録

令和 8 年（第 6 回）加古川市農業委員会月次総会  
令和 8 年 6 月 2 4 日（水）

加古川市役所新館 9 階 1 9 1 会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

|                     |                       |            |
|---------------------|-----------------------|------------|
| 1 堀江 保充             | 2 都倉 正                | 3 井相田 つや子  |
| <del>4 道清 真有子</del> | 5 東田 富能               | 6 馬田 禧紹    |
| 7 橋本 末弘             | 8 前田 祥道               | 9 藤原 正樹    |
| 1 0 都倉 澄子           | <del>1 1 岡本 善四郎</del> | 1 2 庄司 学   |
| 1 3 長井 義弘           | 1 4 柳 晴久              | 1 5 柿本 真千代 |
| 1 7 久保田 四郎          | 1 8 丸山 良作             |            |

### 欠席

4 道清 真有子 1 1 岡本 善四郎

### 事務局

|           |       |    |       |
|-----------|-------|----|-------|
| 局長        | 福井 大介 | 次長 | 中村 浩孝 |
| 農政企画担当副課長 | 寺田 卓史 | 主査 | 橋本 英  |
| 書記        | 的場 宙  |    |       |

### 現地調査（東地区）

6 月 1 8 日（木） 午前 9 時 3 0 分から  
馬田会長、岡本総務委員長、堀江委員、庄司委員 事務局 2 名

### 現地調査（西地区）

6 月 1 8 日（木） 午後 1 時 3 0 分から  
馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員、長井委員 事務局 2 名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後1時30分

議長 ただ今より、令和8年第6回の月次総会を開催いたします。  
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 15名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、10番 都倉 澄子 委員、12番 庄司 学 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第38号を議題といたします。  
議案第38号について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。  
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 西神吉町西村■■■、外1筆、計■■■平米。■■■さんから、■■■株式会社へ。蓄電池施設用地。疎明書添付。

この案件につきましては、令和8年4月月次総会においてご審議いただいています。その際、隣接農地所有者及び地元水利組合との同意が得られておらず、引き続き事業者が合意に向けて協議していくことが適当として、月次総会では保留となっております。

その後、事業者側から地元向けの説明会を開催し、地元からの質問等も回

答したものの、合意には至らなかったと口頭で報告がありました。疎明書を再度提出する予定とのことですので、現状としては保留が妥当と考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第38号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については、転用事業者に対し地元住民への丁寧な説明を求めているところですので、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、引き続き保留としたいと思います。異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第38号については保留といたします。

議長 次に、議案第54号を議題といたします。

議案第54号の2番については、橋本 末弘 委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、橋本委員に退席を願い、審議を行います。それでは、橋本委員の退席をお願いします。

(橋本 末弘 委員 退席)

議長 それでは、議案第54号の2番について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

2 神野町神野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。農地所有適格法人。

この案件については、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、

及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第54号の2番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第54号の2番について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第54号の2番について、許可することに決定いたします。

それでは、橋本 末弘 委員に着席願います。

(橋本 末弘 委員 着席)

議長 次に、議案第54号の2番以外について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 続きまして、議案第54号の2番以外の議案を朗読いたします。

1 加古川町栗津■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

3 野口町水足■■■■、外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。使用貸借権設定。

4 野口町北野■■■■、■■■■平米。亡■■■■ 相続財産清算人 弁護士 ■■■■さんから、■■■■さんへ。

5 平岡町一色西一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

6 平岡町一色西一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

7 別府町西町■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

8 八幡町上西条■■■■、外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

9 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

株式会社へ。農地所有適格法人。

10 志方町志方町、外2筆、計 平米。さんから、さんへ。新設農家。

議案書4ページをご覧ください。

11 志方町畑、外2筆、計 平米。さんから、さんへ。新設農家。

12 志方町西牧、 平米。さんから、さんへ。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家4件について、3番、10番及び11番の案件についてはヒアリングを実施しています。それら以外の1件については、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、3番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。6月18日木曜日、午前11時30分より、馬田会長、岡本総務委員長、堀江委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第54号、3番の譲受人である、さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

さんは、自動車整備工場を営んでおられるのですが、農業に興味があり米作りをしたいと思い、田んぼを探していたところ、会社の近くにある荒地となっていた申請地を見つけ、借り受けることとなりました。

さんの会社の近くには、農業をしている親族がおられるそうで、さんを含む3名で農地を管理していきたい、ゆくゆくは耕作地を増やしていきたいと考えているとのことでした。現在自己所有している農機具は田植え機のみで、不足する分は親族から借りて営農する予定ですが、将来的には自己所有する農機具も増やしていきたいと考えられていました。

地元の役員とも調整ができており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことでした。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、10番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。6月18日木曜日、正午より、馬田会長、岡本総務委員長、庄司委員と私、事務局4名の合計8名で、議案第54号、10番の譲受人である、[ ]さん及び申請代理人出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

[ ]さんは、志方町で和牛の繁殖農家をされています。近頃、牛に与える餌代が高騰しているため、牧草を自分で栽培したいと思い、休耕田となっていた申請地を取得しようと考えたそうです。自身の牧場の近くに、牧草の栽培経験がある知人がおられ、その方に教えていただいたり、必要な機械をお借りしたりして栽培していこうと考えているとのことでした。

栽培する牧草はイタリアンライグラスで、栽培方法もすでに調査されました。栽培がうまくいけば、今後、面積を増やし、購入している牧草の割合を減らしていきたいとのことでした。

地元の役員とも調整ができており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことでした。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、11番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。6月18日木曜日、午後5時より、馬田会長、岡本総務委員長と私、事務局3名の合計6名で、議案第54号、11番の譲受人である、[ ]さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

[ ]さんは、現在、教員として働かれており、授業の一環で農作業を行ったことが、農業に興味を持つきっかけとなったとのことでした。日中は仕事をされていますが、終業後に申請地の草刈りを行うなど、農地の適正な管理に努めておられます。

水稻の耕作については、知り合いの農家からのサポート受けながら進めており、申請地のある地域において、農作業のお手伝いもされているそうです。

今後、本格的に稲作に取り組みたいとの思いから、本申請に至ったとのことでした。

地元の役員とも調整ができており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことでした。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第54号の2番以外について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第54号の2番以外について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第54号の2番以外について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第55号を議題といたします。

議案第55号の13件については、5月12日から6月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第56号を議題といたします。

議案第56号の1番については、井相田 つや子 委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、井相田委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、井相田委員の退席をお願いします。

(井相田 つや子 委員 退席)

議長 それでは、議案第56号の1番について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。株式会社 ■■■■。  
露天駐車場用地。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

1 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案番号56号の1番。申請の土地の位置は井ノ口の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が水路、南が田、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、柳委員、井相田委員、前川推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第56号の1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第56号の1番について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第56号の1番について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

それでは、井相田 つや子 委員に着席願います。

(井相田 つや子 委員 着席)

議長 次に、議案第56号の2番について、事務局の議案説明及び朗読をお願いします。

事務局 つきまして、議案第56号の2番の議案を朗読いたします。

2 志方町上富木■■■■、■■■■平米。■■■■さん。露天駐車場用地。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料４ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

２番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号１３番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年６月１８日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案番号５６号の２番。申請の土地の位置は上富木の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が水路及び宅地、北が宅地となっており、隣接農地はありません。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第５６号の２番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第５６号の２番について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第５６号の２番について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第５７号を議題といたします。

議案第５７号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書１０ページ、審議参考資料５ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第５条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第５７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する意見書添付

のこと。

1 加古川町大野[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、株式会社 [ ]へ。露天駐車場用地。

2 平岡町山之上[ ]、[ ]平米。[ ]さん 外1名から、[ ]さんへ。露天資材置場用地。

3 平岡町八反田[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さん 外1名へ。住宅用地。使用貸借権設定。

4 東神吉町神吉[ ]、[ ]平米。[ ]さん 外1名から、株式会社 [ ]へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、堀江委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第57号の1番。申請の土地の位置は大野の東南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が宅地、北が水路となっており、隣接農地はありません。

議案第57号の2番。申請の土地の位置は山之上の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が水路、南が道路、北が畑となっており、隣接農地に影響はありません。

議案第57号の3番。申請の土地の位置は八反田の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路及び宅地、南が分筆田、北が宅地となっており、隣接農地に影響はありません。以上2件の地元立会委員は、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第57号の4番。申請の土地の位置は神吉の東南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、久保推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。議案第57号の4番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、6月18日木曜日に、馬田会長、岡本総務委員長と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった東神吉町神吉[ ]の隣接農地所有者の[ ]さんについては、事前にご欠席の電話があり、草刈等の管理を適切に維持してほしいとの要望がありました。

次に、転用事業者から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由について、何度か訪問したがご不在でお会いできなかったとのことでした。隣接者の要望については適切に管理するとの内容で書面を投函することです。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第57号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第57号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第57号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第58号を議題といたします。

議案第58号の4件については、5月12日から6月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第59号を議題といたします。

議案第59号の7件については、5月12日から6月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第60号を議題といたします。  
議案第60号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。  
この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、隣接農地所有者の同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会 農地法事務に関する専決処理規程 第2条に該当するため、月次総会に上程するものです。

議案説明の前に、1点、議案書の訂正をお願いします。渡人と受人欄を逆にさせていただきますようお願いします。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第60号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと。

1 志方町志方町[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、株式会社 [ ]へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

この案件につきましては、定例現地調査及び聞き取り調査を実施しております。

つきましては、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第60号の1番。申請の土地の位置は志方町の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、この案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。議案第60号の1番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、6月18日木曜日に、馬田会長、岡本総務委員長と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった志方町志方町[ ]の隣接農地所有者の[ ]さんについては、事前にご欠席の電話があり、いきなり同意を求められても困る、隣地に太陽光発電施設ができることで資産的な影響を気にしているとのことでした。

次に、転用事業者から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由について、何度か訪問したが、取り合ってもらえなかったとのことでした。隣接者への対応については、引き続き説明文等を投函するなど、誠意ある対応を行うよう求めました。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第60号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第60号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第60号について、農地転用届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第61号を議題といたします。  
議案第61号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページをご覧ください。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第61号 許可（受理）の取消等について報告のこと。

1 東神吉町神吉[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さんへ。3条許可。

この案件につきましては、令和7年7月25日付で農地法第3条の規定により所有権移転の許可を行いました。土地の譲渡が中止になったため、令和8年6月1日付で取消し願いが提出されたものです。

2 尾上町口里[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、株式会社 [ ]へ。5条届出。

この案件につきましては、令和8年4月23日付で農地法第5条の規定により農地転用届出を受理しましたが、事業計画変更のため、令和8年6月5日付で取消し願いが提出されたものです。以上です。

議長 議案第61号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第62号を議題といたします。  
議案第62号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

議案説明の前に、1点、議案書の訂正をお願いします。議案名について、農業施設を農業用施設に訂正していただきますようお願いいたします。

それでは議案を朗読いたします。

議案第62号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 東神吉町神吉[ ]。[ ]平米。[ ] 株式会社。  
農業用倉庫。一部転用。439平米のうち44.09平米。

2 東神吉町出河原[ ]。82平米。[ ]さん。農業用倉庫。一部転用。117平米のうち82平米。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第62号の1番。申請の土地の位置は神吉の西、現況は宅地。申請地の土地の一部を農作業用倉庫として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われます。

議案第62号の2番。申請の土地の位置は出河原の西、現況は宅地。申請地の土地の一部を農作業用倉庫として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われます。以上2件の地元立会委員は、久保推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第62号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第62号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第62号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第63号を議題といたします。  
議案第63号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第63号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町友沢■■■■、■■■■平米。■■■■さん。平成6年頃より。

2 志方町永室■■■■、■■■■平米。■■■■さん。平成18年以前より。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。  
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第63号の1番。申請の土地の位置は友沢の南。申請地の現況は道路となっており、申請どおりかと思われまゝす。地元立会委員は、本岡推進委員でした。

以上、よろしくご審議願ひまゝす。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いしまゝす。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告しまゝす。調査日時は令和8年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しまゝす。

議案第63号の2番。申請の土地の位置は永室の東。申請地の現況は宅地となっており、申請どおりかと思われまゝす。地元立会委員は、堀江委員でした。

以上、よろしくご審議願ひまゝす。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第63号について、ご意見を承りまゝす。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第63号について、承認して異議ございませぬか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第63号について、非農地証明願ひを承認することに決定いたしまゝす。

議長 次に、議案第64号を議題といたしまゝす。

議案第64号の1件については、合意解約の報告事項でございまゝすので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたしまゝす。

議長 次に、議案第65号を議題といたしまゝす。

議案第65号の3行目については、丸山 良作 委員並びに藤原 正樹 委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員と藤原

委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、丸山委員、藤原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員、藤原 正樹 委員 退席)

議長 それでは、議案第65号の3行目について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。3行目をご覧ください。

志方町行常地区において、8筆、10,203平米をひょうご農林機構が借り受け、農事組合法人 ■■■ 営農組合へ転貸しようとするものです。権利設定の期間は、公告日から令和18年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける■■■営農組合については、地域内の農業を担うものとして地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第65号の3行目について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第65号の3行目について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第65号の3行目について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

それでは、丸山 良作 委員に着席願います。

(丸山 良作 委員 着席)

議長 次に、議案第65号の5行目については、藤原 正樹 委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、引き続き藤原委員に退席を願い、審議を行います。

議長 それでは、議案第65号の5行目について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 それでは議案をご説明いたします。1番最後の行をご覧ください。

志方町行常地区において農地を借り受けているひょうご農林機構が、1筆、579平米について、転貸先を農事組合法人 ■■■ 営農組合から ■■■ さんへ変更しようとするものです。権利設定の期間は、従前の満了日である令和14年3月31日までとなっています。

権利の設定を受ける ■■■ さんについては、かつて認定農業者として活動をしており、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられる予定となっています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第65号の5行目について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第65号の5行目について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第65号の5行目について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

それでは、藤原 正樹 委員に着席願います。

(藤原 正樹 委員 着席)

議長 次に、議案第65号の1行目、2行目及び4行目について、事務局の議案

説明及び朗読を願います。

事務局 それでは議案の1行目、2行目、4行目についてご説明いたします。

こちらは、平荘町上原地区、上荘町葉栗地区及び志方町行常地区において、合計16筆、23,173平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。権利設定の期間は、すべての地区において公告日から令和18年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第65号の1行目、2行目及び4行目について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第65号の1行目、2行目及び4行目について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第65号の1行目、2行目及び4行目について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第66号を議題といたします。  
議案第66号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもの、及び、担い手となる耕作者を新たに設定するものまたは担い手から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事

務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により令和8年5月26日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第66号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時26分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和8年6月24日

署名委員 (10番)

署名委員 (12番)